



平成28年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 東京エネシス  
代表者名 代表取締役社長 檜崎ゆう  
(コード番号 1945 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 篠原宏昭  
(TEL 03-6371-1947)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、平成28年6月29日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第20条に定める取締役の員数を、10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条及び第38条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(予定)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は <u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、その<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役(監査役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、その<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は <u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、その<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役(監査役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、その<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>